

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法な業務執行が可能な可能な経営体制及び株主重視の公正で健全な経営システムの構築、確立を目指し、取締役会及び監査等委員会を軸とした効率的かつ透明な経営管理体制を基本としております。

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定をするとともに、業務の執行状況を監督しております。また、常勤の取締役が出席する経営会議を開催し、重要事項の報告、決定を行いコンプライアンスの徹底を図っております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含むすべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の管理の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示をと環境整備を行っています。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引債、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めています。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

会社の財政状態・経営成績などの財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組んでいます。

(4) 取締役会の責務

当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、独立社外取締役を2名選任し、独立した客観的な立場からの意見を取り入れた経営の実現に取り組んでいます。また、当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役2名を含む3名の社外取締役で構成された監査等委員会が取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しています。取締役会では、当社の経営戦略や経営計画などの基本方針について、社外役員を交え自由な意見交換のもとで議論しています。

取締役会は、定期的に業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項及びあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則に規定する事項を決議し、意思決定を行います。その他の業務に係る意思決定および執行は、取締役会で定めた職務権限規定に基づき下位の会議体および各業務執行者に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および業務執行者の執務状況を監督します。監査等委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営陣の業務執行ならびに当社と経営陣との間の利益相反を監督します。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社が、当社取締役、主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

【原則3-1】情報開示の充実

(i) (経営理念、経営戦略、経営計画)

経営理念はホームページにて開示しています。経営戦略及び対処すべき課題は有価証券報告書で開示しております。また、2016年度を初年度とする中期経営計画を2016年4月に開示しております。

(ii) (コーポレートガバナンス基本方針)

コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。なお、当社は、企業統治の体制として監査等委員会制度を採用しております。

(iii) (取締役の報酬)

取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成しています。月額報酬は取締役会の定めた内規に基づき、会社業績や職責を考慮し決定しています。賞与は、毎年の経常利益をベースに中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案し検討することとしています。また、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、月額報酬のみとしており、賞与の支給は想定しておりません。手続きは、

複数の独立社外取締役を含む監査等委員会から助言を受けた上で取締役会で決定します。

(iv) (監査等委員以外の取締役候補者の指名)

監査等委員以外の取締役候補者の指名に当たっては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会から助言を受けた上で、取締役会で決定します。独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に従って検討しております。

(監査等委員である取締役候補者の指名)

監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言をいただける人材を検討し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で決定します。

(v) (取締役の指名を行う際の個々の指名理由の説明)

監査等委員以外の取締役、及び監査等委員である社外取締役とともに、定時株主総会招集通知に記載しております。株主総会招集通知は当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項)及びあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則に規定する事項(配当に関する事項、一定規模を超える借入に関する事項等)を決議し、意思決定を行います。その他の業務に係る意志決定及び執行は、取締役会で定めた職務権限規定に基づき下位の会議体及び各業務執行者に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び業務執行者の執務状況を監督します。監査等委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督します。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は現在会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役2名を選任しています。これらの独立社外取締役は独立した立場で取締役会等の場において的確な助言・提言を行っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】取締役全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は現在、監査等委員以外の取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内としており、各事業に要する知識、経験、能力等のバランスに配慮し、当社の経営理念、経営戦略をもとに実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本とすると共に、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

【補充原則4-11-2】取締役の他の上場会社の役員との兼任状況

社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、取締役の他の上場会社の役員兼任状況は、事業報告に記載しています。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価

取締役会の実効性の向上を目的として取締役会の実効性に関する自己評価アンケートを実施しております。評価、分析につきましては、すべての取締役及び監査役から取締役会の構成、取締役会の活動状況及び取締役会の運営状況などのアンケート回答を踏まえて実施しております。2017年6月に自己評価アンケートに基づく2016年度の取締役会全体の実効性に関する分析、評価を検討いたしました。この結果、取締役会全体の実効性は、十分に確保されており、機能していることを確認するとともに、取締役会の更なる活性化に向けて課題を共有いたしました。当社の取締役会では、分析、評価を踏まえた課題に迅速に対応してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役には求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また、特に社内から選任する取締役には当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しています。取締役には、その役割および機能を果たすために必要とする経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス及び財務会計その他の事項に関する情報を提供しています。更に、社外セミナーや交流会に参加し、求められる役割と責務を理解する機会を設け、取締役の職務遂行を支援しています。社外取締役に対しては、当社及び当社が属する業界の状況の十分な理解のため、就任時及び就任以降も継続的に必要な情報を提供しています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

1. 当社は、株主等との建設的な対話を重要と考えており、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。建設的な対話を通じて、当社経営方針に対する理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。
2. 株主との対話については、本社部門統轄役員がIR担当役員として統括し総務部が中心となり経理部、経営企画室が情報連携し対応しています。株主との面談は、関心事項を踏まえ、合理的な範囲でIR担当役員やIR担当者が対応しています。
3. 当社ホームページにて四半期業績等経営情報を掲載しています。
4. 当社は株主等からの意見等を集約して取締役会に報告し、経営に活用しております。
5. 当社は、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、株主・投資家との対話のテーマは、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項に限定し、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	21,922,000	52.88
MSIP CLIENT SECURITIES	4,034,000	9.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,567,000	3.78

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	512,000	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	475,000	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	389,000	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	381,000	0.92
UBS AG SINGAPORE-TOKYO RESIDENTS	350,000	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	196,000	0.47
大和証券株式会社	157,000	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	兼松株式会社 (上場:東京) (コード) 8020

補足説明 更新

平成29年4月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が平成29年3月30日現在で5,095千株(株券保有割合12.28%)を保有している旨が記載されているものの、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引を行うにあたっては、その他の取引先と取引を行う場合と同様に、契約条件や市場価格などを参考にしながら適正なものであるかどうかを判断しており、少数株主に不利益とならないよう留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、兼松株式会社を親会社に持ち、兼松グループの一員として、当グループの発展に努めております。一方、経営の意思決定に関しては、独立性を保ち運営しております。また、兼松グループとの間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
重元和夫	その他													
小林邦聡	弁護士													
岡村憲一郎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重元和夫			昭和48年4月に兼松江商株式会社(現 兼松株式会社)入社。平成12年6月に同社取締役就任。平成15年6月に同社常務取締役就任。平成20年6月に同社専務取締役就任。平成22年6月に同社代表取締役専務就任。平成24年6月に新東亜交易株式会社代表取締役社長就任。平成27年6月に当社常勤監査役就任。平成28年6月に当社取締役(常勤監査等委員)就任し現在に至っております。	重元和夫氏は、事業会社における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を客観的な立場からの確に行っていただけのもと考え、当社の監査を行っていただくため、平成27年6月23日付にて当社監査役に就任し、平成28年6月23日付にて監査等委員である取締役に就任いたしました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。

小林邦聡				小林邦聡氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため、平成26年6月26日付にて当社取締役役に就任し、平成28年6月23日付にて監査等委員である取締役役に就任いたしました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、平成26年5月23日開催の取締役会において東京証券取引所の定める独立役員とすることを決議し、同取引所に届け出ております。
岡村憲一郎				岡村憲一郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただくため、平成27年6月23日付にて当社監査役に就任し、平成28年6月23日付にて監査等委員である取締役役に就任いたしました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、平成28年5月23日開催の取締役会において東京証券取引所の定める独立役員とすることを決議し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員会は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報や資料の提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報や資料を適宜提出しています。取締役会事務局である経営企画室が中心となり支援体制を構築しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、会計監査状況及び会社の業績・財政状態に影響を与える事象や課題などについて、情報交換を図っております。また、法令の改正や会計基準の変更等、当社の会計上影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受ける等、情報の共有化と各種規制改定への対応を行っております。

内部監査を実施する監査室と監査等委員会は独立した関係ですが、監査室長は、常に監査等委員会と協働するために日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

経営陣報酬はその一部を業績への貢献度に応じて支給しています。株式報酬制度は現在実施していませんが、役員持株会への加入や株式の長期的な保有を通じて企業価値の向上をより意識した経営を促しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成しています。月額報酬は株主総会で決議された年間報酬総額の限度内で取締役会の定めた内規に基づき、会社業績や職責を考慮し決定しています。賞与は、毎年の経常利益をベースに中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案し検討することとしています。また、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、月額報酬のみとしており、賞与の支給は想定しておりません。手続きは、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会から助言を受けた上で取締役会で決定します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会・監査等委員会は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報や資料の提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報や資料を適宜提出しています。取締役会事務局である経営企画室が中心となり支援体制を構築しております。また、取締役会・監査等委員会は必要な情報が円滑に提供されているか適宜確認しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、3名以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会を置く(監査等委員会設置会社)であります。取締役8名(うち、監査等委員である取締役が3名)中3名(うち、監査等委員である取締役が3名)を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めております。原則1ヵ月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項のほか、基本的な営業方針、全社的な長期計画、短期計画の樹立決定、業績の検討等を行っております。さらに、取締役の業務分担並びに他社の役員兼務等を決議しております。また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、常勤の取締役で構成される経営会議を原則1ヵ月に2回開催し、取締役会決定の基本方針に基づき全社の全般的業務の執行に関する方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあっております。

当社では、取締役会のスリム化及び活性化を図り、迅速な意思決定と業務執行が行えるよう監査等委員以外の取締役を5名とし、同時に、経営組織もコンパクト化し、充分な審議が可能な体制としております。また、経営課題に対しタイムリーな議論を行えるよう、定例取締役会の開催時期を毎月月上旬としております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役・監査等委員会が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制としております。監査等委員である取締役は、定例又は臨時的監査等委員会を開催し、また、監査等委員以外の取締役及び使用人から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会を含む重要な会議に出席しております。

当社の監査等委員会は取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員の監査につきましては監査等委員会で承認された監査方針及び計画に基づき、取締役会のほか、経営会議やその他重要な会議に出席し、経営の執行状況の把握、遵法状況の確認及び内部統制システムの整備・運用状況の検証等を通じて、取締役の業務執行の監査を実施するとともに、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性についても監査を実施しております。なお、監査等委員会の活動の実効性を確保するため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を置き、常勤の監査等委員が、経営会議、その他重要な会議に出席し、その活動状況を監査等

委員会に適宜報告する体制としております。

会計監査人は、会計、財務管理の適正を期するため、期中及び期末に会計監査を実施し、コーポレート・ガバナンスに大きな役割を果たしております。また、監査役との間で年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとっております。当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にPwCあらた有限責任監査法人を起用しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 友田 和彦

指定有限責任社員 業務執行社員 矢野 貴詳

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員会による監査を実施しております。監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であり、その知見・経験に基づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たすことが可能な体制が整っていることから、現在の体制を採用しております。また、重要な事項については必要に応じ、経営会議で十分協議した上で取締役会に諮っており、十分かつ活発な討議・審議を行う体制が構築されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に発送しております。また、発送前に、東京証券取引所のウェブサイトや自社ホームページにて電子的にその情報を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、いわゆる集中日を回避して株主総会の設定を行っております。
その他	招集通知および決議通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、IR資料のページを設けております。決算短信、ビジネスレポート(報告書)を掲載しております。また、適時開示資料やプレスリリースをした事項につきましても、タイムリーに掲載するよう努めております。また、株主様向けの情報として、株主総会に関するお知らせ、株式事務に関するお知らせやお問い合わせ先を掲載しております。当社のホームページアドレスは次のとおりです。 http://www.ksustech.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を設置しております。IR活動に際しては、経理部、経営企画室等関係各部署の協力体制のもと行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準において、取引先、株主、業界等ステークホルダーに対する姿勢を定め、これを遵守することを宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。引き続き、継続的な環境管理体制の維持、改善を図っております。また、各工場では廃棄物の削減、環境負荷の少ない技術の推進等地球環境負荷の低減を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、全員で共有すべき価値観を明確にするため、「創造・挑戦、自己実現、法令遵守」を信条として定め、また、以下の経営理念を経営の拠り所としております。

〔経営理念〕

1. 私たちは、社会の取り決めに則して、心を込めてご提供する製品とサービスが「いつまでも安心して暮らせる環境」を実現し、顧客の皆様の幸福と明るい未来に貢献することを希求します。
2. 私たちは、「見えないところに本当の価値がある」という信念のもと、「見えるところは勿論のこと、見えないところにも安心力」を高める技術を研鑽し、お届けすることを通じて社会に貢献して行きます。
3. 私たちは、適正な手段・方法に基づき、高付加価値の特色ある製品とサービスを生み出し、常に顧客満足度を高める努力を行い、安定した収益を確保し、社会、株主、社員等に対する企業の責任を果たします。

(1)当社ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準およびコンプライアンス管理規定を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を推進し、啓蒙教育を実施しております。さらにコンプライアンス上、疑義ある行為について通報を受け付ける相談窓口を社内ならびに社外に設置するとともに内部通報制度を構築・運用しております。

また、監査室は内部監査規定に基づき、業務監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書については、法令、文書管理規定その他社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。

取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとしております。

(3)当社ならびに当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務上発生しうるリスクについては、職務権限規定等に基づき担当部門が内規、ガイドライン、マニュアル整備、研修の実施などを実施しております。また、組織横断的リスクについては必要に応じた組織を設置し、リスクのコントロールを行います。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えます。

(4)当社ならびに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」を定め、取締役会を原則として毎月1回、必要ある際は随時開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項の他、基本的な経営方針および全社的な中・長期経営計画、短期計画等の決定を行っております。

効率的かつ組織的な企業活動を行うため、職務権限規定で取締役および使用人の職務・権限の基準を定めております。

経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議を設置し、取締役会決定の基本方針に基づき、業務遂行の指揮、指導にあっております。経営会議は、業務執行取締役および常勤の監査等委員である取締役で構成しております。

業務の運営については、中期経営計画を作成し、また、事業年度ごとの業務計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実施しております。

業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会などにおいて適宜報告しております。

(5)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言の下、コンプライアンス活動を推進し、適宜同社に対して報告する体制を構築しております。

年に数回、適宜、兼松株式会社および兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。

親会社等と当社ならびに子会社・関連会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社ならびに子会社・関連会社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。

当社傘下の子会社・関連会社については、各社の自主性を尊重しつつ、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、事前に協議を行っております。傘下企業のコンプライアンスについては当社が統括しており、子会社・関連会社の経営者とはグループ経営に関する情報を共有しております。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会より、監査等委員会の実効性を高め、かつ職務を円滑に遂行するため、その職務を補助すべき取締役および使用人の配置の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する体制を確保します。

(7)前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に留意します。

(8)当社の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会または監査等委員は取締役および使用人に対し職務の執行に関する事項の報告を求め、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施できるものとしております。当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社ならびに当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに監査等委員会に報告するものとしております。

監査等委員は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議または委員会に出席し、必要と認めるときには、意見を述べるができるものとしております。また、会議に出席しない場合には、監査等委員は付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができるものとしております。

(9)監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報および通報者保護管理規定を設けており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けない体制としております。

(10)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還の請求を当社に対して行ったときには、速やかにこれに応じております。

(11)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査を実施する監査室と監査等委員会は独立した関係であります。監査室長は監査等委員会と協働するために日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。

監査等委員会は定期的に、代表取締役や業務執行取締役と会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

監査等委員会は、会計監査人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとしております。

また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において規定しており、前記「(1)当社ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 会社情報の集約・管理

決定事項に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報(以下「会社情報」)の集約・管理は、経営企画室が行い、総務部が開示を担当しております。

会社情報については、当該情報担当部門あるいは、グループ会社から、経営企画室が報告を受けます。

報告を受けた経営企画室は、経営トップ及び情報取扱責任者に報告し情報の共有化を図るとともに、内部情報管理を徹底し、総務部と連携して「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に基づきグループ全体を通じたインサイダー取引の防止を図ります。

2. 適時開示の判定

情報の重要性の判断及び適時開示の要否は、開示規制(東京証券取引所の適時開示規則、金融商品取引法等)に則り、経営企画室を中心に、経理部、総務部、当該案件担当部門等で協議・検討し決定いたします。

併せて、会計監査人、弁護士などによるアドバイス等を受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 適時開示

決定事項及び決算情報等については、取締役会等での承認後遅滞なく、また発生事実については発生後遅滞なく、総務部が情報開示しております。

開示は、東京証券取引所でのTDnet登録、資料投函、自社ホームページへの掲載等により行っております。

